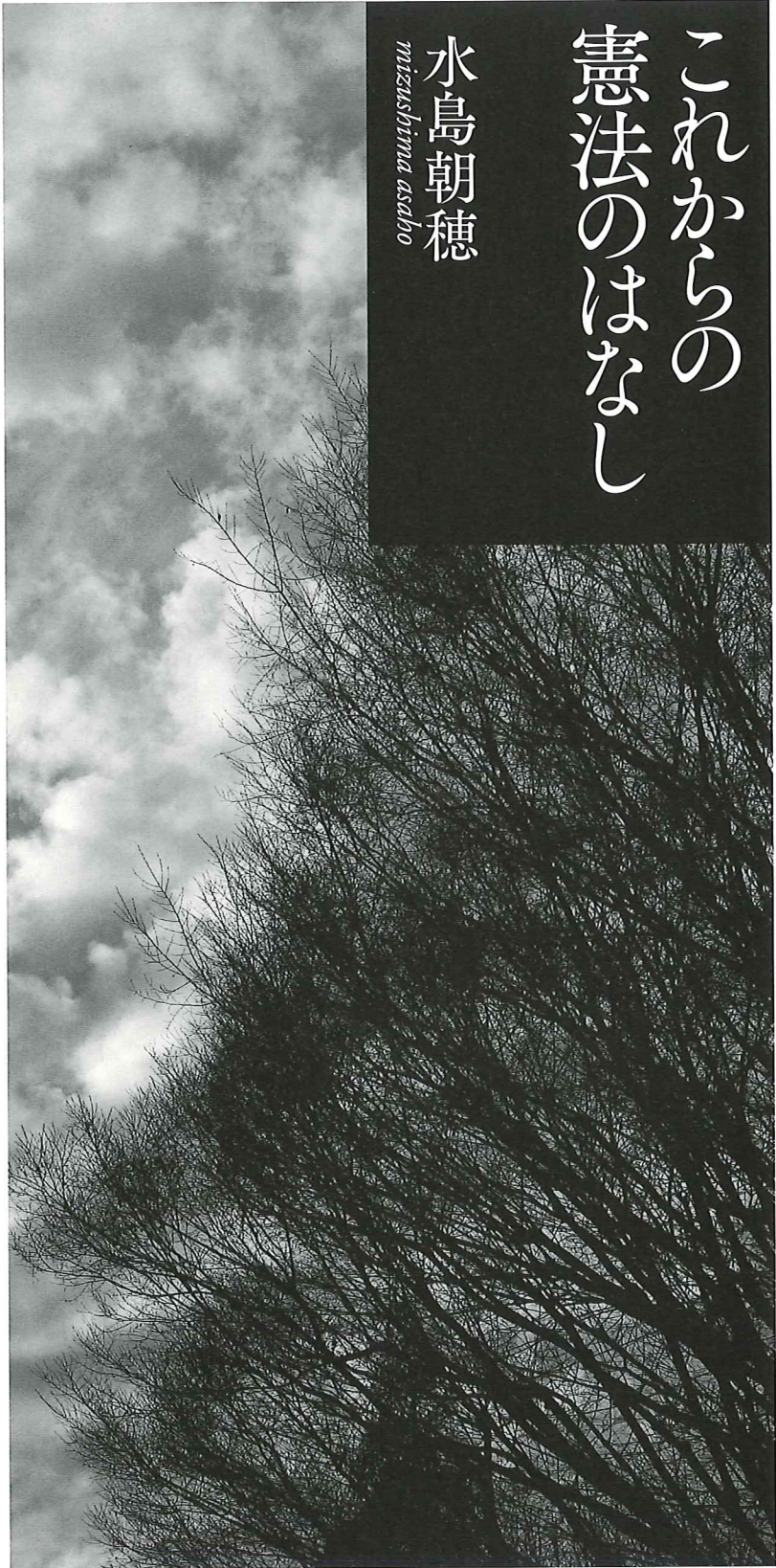


これからの 憲法のはなし

水島朝穂

mizushima asaho



親鸞仏教センターから与えられたテーマは「これからの憲法のはなし」である。しかし、七月一日、安倍晋三内閣が集団的自衛権行使容認の閣議決定を行ってからは、「日本国憲法にこれからはあるのか」「憲法が死んだ日だ」といった悲観的見方をする人たちも少なくない。本来、憲法改正の手続きを経なければ不可能な、この国の平和と安全保障に関わ

る根本問題が、一片の閣議決定によって行われたことはきわめて重大である。この問題については、拙稿「集団的自衛権行使が憲法上認められない理由」（奥平康弘・山口二郎編『集団的自衛権の何が問題か』岩波書店、二〇一四年、一一九―一六〇頁）を参照されたい。ここでは、そもそも憲法とは何かに重心を置いて、悲観も楽観もすることなく、淡々

と、憲法についての見方、考え方の「これら」について述べることにしたい。

● 昨今、安倍官邸とその周辺の政治家、官僚たちの発想や言動には、憲法に対する軽視、無視、蔑視にとどまらず、冷笑や嘲笑すら感ずるほどである。その象徴的表現が「憲法九十六条先行改正論」だった。九十六条という

のは憲法改正手続を定めたもので、改正には、衆参各院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を必要とするというものだ。「総議員の三分の二以上」という高いハードルは、この憲法が制定以来一度も改正されてこなかった原因の一つをなしている。

一昨年、安倍首相は、「世論調査で五割以上の人が改憲に賛成しているのに、改憲発議を国会議員の三分の一で阻止できるのはおかしい」という珍妙な論理で、まず九十六条を改正して、発議要件を過半数に下げるという主張を始めた。これは橋下徹大阪市長のアイデアで、何でも「民意」を持ち出す議論を憲法改正に応用したものである。橋下氏は、「九十六条は、国民の判断を問うこともできない規定となっている。憲法改正する権限は国民主権そのもの。九十六条は国民主権を制限し過ぎだ」と語った。これに安倍首相は飛びついた。首相は昨年、参院選の公約にこの「九十六条先行改正」を入れようとしたが、改憲派とされる憲法学者までもが反対にまわり、頓挫した。賢慮なき権力者が民主主義を過度に押し出して、憲法改正手続きのハードルを下げることで改憲を加速させようとしたのは、この国の憲法史上初めてのことであった。

● 昨年秋、私は、『はじめての憲法教室―立

憲主義の基本から考える』（集英社新書）を出版した。三・四年専門ゼミ（水島ゼミ）の学生たちと、世論調査や自民党改憲草案などをもとに議論した「番外ゼミ」の記録である。この本で一番意識したのは、護憲派の「バイブル」にもなってきた『あたらしい憲法のはなし』（文部省副読本、一九四七年）である。これは、民主主義や平和主義についての理解を深めることには貢献したが、「憲法は国民が守る大切なまじり」という間違った思考を国民に刷り込み、憲法の理解に欠かせない「そもそも憲法とは、私たち国民が権力担当者を抑束し、制限するものである」という立憲主義の基本的な考え方の定着を妨げてきたのではないか。本書はその「思考の支配からの卒業」を狙ったものである。

本書にこんなくだりがある。映画好きの学生Nが、『ジョニーは戦場へ行った』という映画について語り始めた。「ジョニーが子ども頃の回想シーンで、お父さんに『民主主義ってなに？』と訊くんです。お父さんは『若者に殺し合いをさせるためのものだ』と答える」。Nは、もし、戦争が起きたら、自分は戦場に駆り出される当事者になるが、戦場に行く若者というのは、全世代から見れば少数派である。ベトナムで死んだ米兵の平均年齢は十九歳。しかし日本では一〇代に選挙権はない。「そう考えると、憲法九条は少数

派を守るためにあるんじゃないかと思いた」と。

この作品を私はちょうど四十年前、大学三年生のときに見たが、このシーンに記憶がまったくくない。Nの指摘に、私は正直驚いた。なるほど、圧倒的多数が賛成して決まった法律・条例なども、立憲主義によれば、少数者の人権を侵害していれば無効である。「民意だから」と言っても、常に民主的多数派が正しいとは限らない。憲法は少数派の人権を保障する。憲法九条は、十八歳から二〇代半ばまでの男子という、全世代的に見れば「少数派」を守るためにある。つまり、戦場に行かない中高年の多数派が「戦争する」と決めても、少数派の若者たちを戦場に送らせない仕組み。これが九条の意味である、と。単純化して言えば、民主主義は「民意だから」、立憲主義は「民意にもかわらず」ということになる。立憲主義の定義として、「反多数派主義」というのがあるほどである。

かくして、憲法は、私たち国民が守るものではなく、国民が権力担当者（政府）に守らせるものという、この国では必ずしも自明ではなかった思考が、「これからの憲法のはなし」ということになる。

（みずしま あさほ・早稲田大学教授）
著書に「18歳からはじめる憲法」法律文化社